

第404号

昭和45年3月20日

平成24年10月10日第三種郵便物認可

やあ市政だより

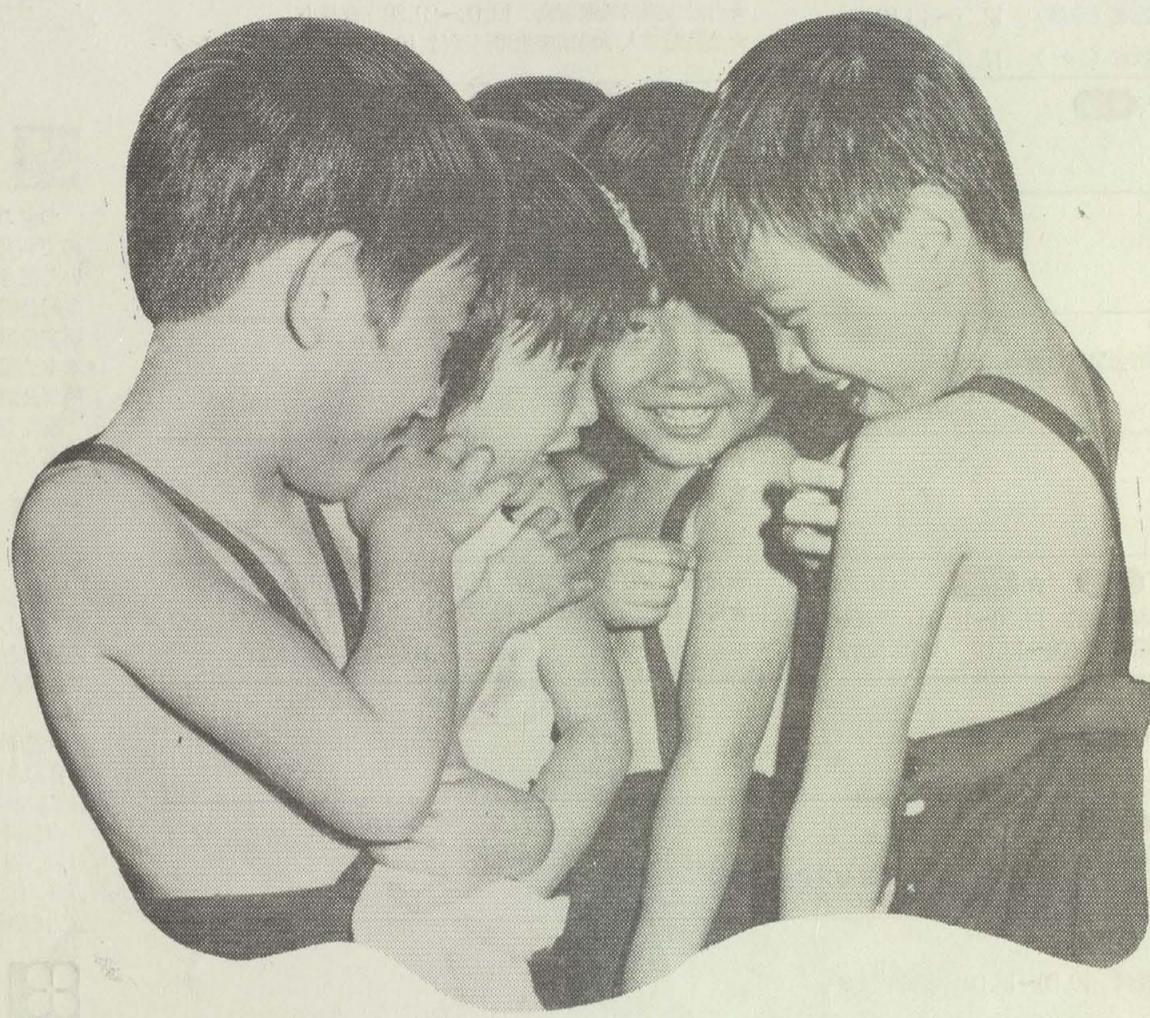
発行所 大阪府八尾市役所

八尾市本町1 TEL: 06-63881

印刷所 サンケイ印刷株式会社

市民憲章 わたくしたち八尾市民は 1. 若い力をそだてましょう。1. あたたかい心でまじわりましょう。1. みどりのまちをつくりましょう。1. 文化財をたいせつにしましょう。1. 働くよろこびに生きましょう。

市の動き



ママ 予防接種 忘れないでネ!!

45年度予防接種・健康診査の予定表

●こんな点に気をつけて…

■熱のある人(37.5度以上)や医師から予防接種をとめられている人は受けないでください

■接種した日は安静にし、入浴、飲酒は控えましょう。

■接種後、接種したところが赤くなったり、痛んだり、全身倦怠、頭痛発熱、悪感を起こすことがあります。このような症状はふつう2、3日でなくなります。

もし、異状を感じたときは医師の診断を受け、市の衛生課へ連絡してください。

■接種時間はいずれも午後1時30分から3時までです。

■種痘は、小児マニ予防の生ワクチンを服用して2週間を経過していない人は受けないでください。

■小児マニ予防の生ワクチンも種痘接種後2週間を経過していない人は受けないでください。

■ハシカ生ワクチン接種後2ヵ月を経過していない人やほかの予防接種を受け1週間を経過していない人は受けないでください。

会場などくわしいことはそのつど当市政だより、広報車でお知らせします。

●八尾保健所のごあんない

■母親教室

毎週木曜日午後1時30分から
(4回で終了)

■乳幼児健康相談

第1、第2金曜日(3ヵ月の乳児)
第3 金曜日(6ヵ月の乳児)
第4 金曜日(1歳6ヵ月の幼児)

■未熟児相談

毎月第3木曜日
偶数月は午前中、奇数月は午後

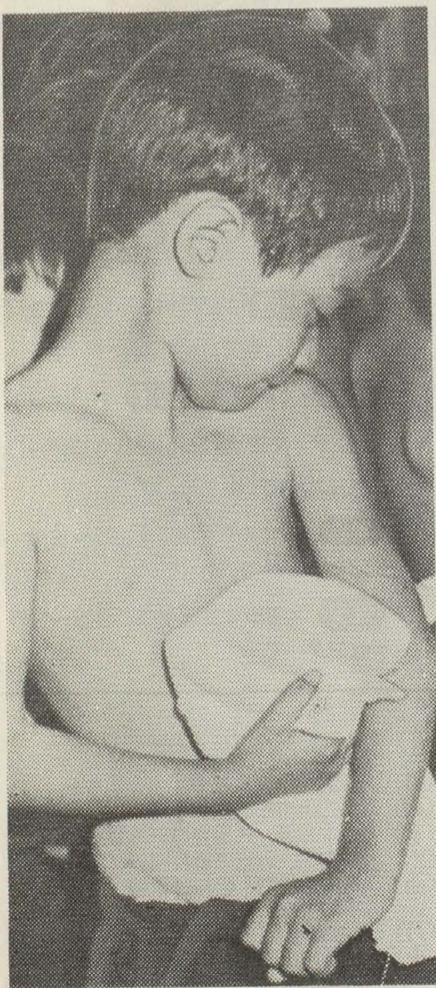
■BCG接種

毎月第2、第4木曜日
午前9時15分～11時
(その2日前の火曜日にツベルクリン反応を受けること)

■3歳児検診

3歳6ヵ月の幼児の健康相談
毎月第2(男) 第3(女)金曜日
午後1時30分～3時

月	種類	対象者
4月	種痘(第1期)	生後2ヵ月～12ヵ月までの小児
5月	春季小児マニ(生ワク)	生後3ヵ月～6ヵ月までの小児(1回) 去年秋季に1回目を受けた1年6ヵ月までの小児(追加)
6月	日本脳炎(学園)	幼稚園、小学校、中学校
7月	日本脳炎(一般)	生後6ヵ月以上の全市民(2回制) 毎年1回追加
8月	結核検診(ツベルクリン反応BCG接種)	生後2ヵ月以上30歳までの人が反応陰性の人はBCG接種
9月	住民検診	15歳以上の人
10月	成人病検診	レントゲン撮影
11月	小児マニ(生ワク)	小学校入学前
12月	インフルエンザ(学園)	小学校6年生
1月	インフルエンザ(一般)	生後3ヵ月～6ヵ月までの小児(1回) 今年春季に1回目を受けた1年6ヵ月までの小児(追加)
2月	ジフテリヤ百日ぜき破傷風(3種混合)	幼稚園、小学校
3月	ジフテリヤ(第3、4期)	中学校(2回制)
4月	ジフテリヤ百日ぜき破傷風(3種混合)	3歳以上の人
5月	ジフテリヤ(第1期)	(2回制)
6月	種痘(第1期)	生後2ヵ月～12ヵ月までの小児



やお市政だより

昭和45年3月20日

2

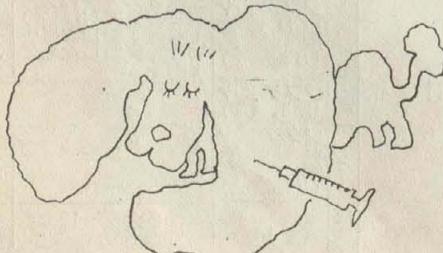
第404号

市の行事

3/26 (木)	★青少 ★婦人スポーツ教室(卓球) 13.30~16.00 教育センター ★一般スポーツ教室(タ) 17.30~21.00 タ	★赤ちゃんの種痘判定日 13.30~15.00 桂隣保館、用和小 ★自動車運転者講習会 19.00~20.30 竜華小 ★公民館成人学級講座申込受付 10.00~18.30 教育センター
27 (金)	★家児 ★身障	★赤ちゃんの種痘判定日 13.30~15.00 安中小、志紀幼 ★自動車運転者講習会 19.00~20.30 久宝寺中
28 (土)		
29 (日)	★復活祭 ★八尾商工会議所会頭盃争奪卓球大会 9.00~ 教育センター	
30 (月)	★心配	★赤ちゃんの種痘 13.30~15.00 南高安小、中高安小 ★自動車運転者講習会 19.00~20.30 志紀中
31 (火)	★家児 ★交通 ★青少 ★ママとボクの体操教室 13.30~16.00 教育センター ★不用犬の引き取り 9.00~15.00 八尾保健所	★赤ちゃんの種痘判定日 13.30~15.00 曙川小、清友幼 ★自動車運転者講習会 19.00~20.30 教育センター
4/1 (水)	★防災の日 ★家児 ★結婚	
2 (木)	★青少 ★法律 ★婦人スポーツ教室(バレー・ボール) 13.30~16.00 教育センター ★一般スポーツ教室(タ) 17.30~21.00 タ	
3 (金)	★家児 ★身障 ★府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室	
4 (土)	★少年を守る日	
5 (日)		
6 (月)	★心配	★赤ちゃんの種痘判定日 13.30~15.00 南高安小、中高安小
7 (火)	★世界保健デー ★健康の日 ★家児 ★青少 ★ママとボクの体操教室 13.30~16.00 教育センター	★赤ちゃんの種痘 13.30~15.00 中野青年会場、万願寺青年会場 ★出張献血 10.00~15.00 市立病院 ★不用犬の引き取り 9.00~15.00 八尾保健所
8 (水)	★花まつり ★家児 ★行政	★赤ちゃんの種痘 13.30~15.00 山本小、北山本幼
9 (木)	★青少 ★婦人スポーツ教室(バレー・ボール) 13.30~16.00 教育センター ★一般スポーツ教室(タ) 17.00~21.00 タ	★赤ちゃんの種痘 13.30~15.00 労働会館分館(竜華)、久宝寺中
10 (金)	★婦人週間 ★家児 ★身障	★赤ちゃんの種痘 13.30~15.00 八尾市民ホール

★日程について疑問な点がありましたら広報係へ (TEL 91-3881)

*おたくのワンちゃんにも狂犬病予防接種を



4月1日から狂犬病予防接種を行ないますから犬を飼っておられるかたは、お近くの接種場で必ず受けください。
また、飼い犬の登録も同時に受け付けます。
費用は登録手数料300円、注射手数料200円、注射済票交付手数料60円です。
なお、登録録札と注射済票は犬の首輪につけて、つないで飼ってください。(雨のとき中止)
4月1日(水)○南高安中 ○高安出張所
△八尾自動車学校 △信貴山口駅前
2日(木)○太田八幡神社 △大正中、安中小
3日(金) 山本小

6日(月) 久宝寺中、八尾中
7日(火) 日の出市場、用和小
8日(水) 山本球場 久宝寺口桜橋公園
9日(木) 清友高、志紀児童公園
10日(金) 八尾市役所 ○桂隣保館 △北山本幼
13日(月) 労働会館(山本)
14日(火) ○曙川出張所 ○竹淵出張所
△志紀田井中神社 △竜華出張所
○印は午前10時~12時、△印は午後1時~3時、その他他のところは午前10時~午後3時。



NEWS 《公園事業認可図書の総覧》

つきの公園事業について認可がありましたので利害関係者に事業認可図書の総覧をしていただきます。
志紀公園 八尾市大字弓削地内 約0.37ha
新家公園 八尾市新家町2丁目地内約0.1ha
木本公園 八尾市大字木本地内 約0.2ha
弓削公園 八尾市大字弓削地内 約0.25ha
総覧を希望されるかたは、市役所都市計画課までおこしください。

《小売業者に設備資金融資》

国民金融公庫では、生鮮食料品などの小売業を営んでおられるかたに小売業近代化資金の融資を行なっていますので近代合理化に必要な設備資金としておおいに利用してください。

☆融資対象者 青果、鮮魚、米穀、酒類、牛乳の各小売業、パン、めん類、豆腐、かまぼこ、漬物、つぐだ煮、煮豆、菓子の製造業
☆融資金額 1千万円まで ☆期間 10年以内
☆利息 設備品目により年利8.2%、7.7%、6.5% ☆申込先 国民金融公庫布施支店(近鉄永和駅前) TEL(06)-782-1321

《万博入場券の割引発売》

原爆被災者に万国博入場券の割引発売をしています。
☆購入方法 被爆者手帳持参のうえ会場ゲートの特別売場および各交通公社でお求めください。会期中発売しています。
☆割引額 大人800円を300円に

人の動き 昭和45年3月1日現在
 人口総数 213,133 (+942)
男 107,428 (+459)
女 105,705 (+483)
世帯数 63,807 (+217)
() 内は前月からの増減です

身障 =身体障害者相談 心配 =心配

と相談 結婚 =結婚相談 いずれも13時~16時 福祉会館で

交通 =交通相談 法律 =法律相談

行政 =行政相談 いずれも13時~16時 市民相談室で

家児 =家庭児童相談 10時~16時 福祉会館で

青少 =青少年愛護相談 9時~17時 教育センターで

やお市政だより

3

昭和45年3月20日

第404号

お知らせ

●講座のこと



■労働会館分館（植松町）で文化講座生（茶道、華道など）を募集します

労働会館分館（植松町）では、勤労者を対象に第5期文化講座を開きます。

希望者は、ご希望の講座へ申し込んでください。

☆期間 45年5月～46年3月

☆会場 労働会館分館（近鉄バス 植松または、太子堂下車すぐ）

☆受講資格 八尾市民または市内在勤者で15歳以上の人

☆申込日 4月12日（日）午前10時～午後6時 労働会館分館で（申込書も当会場にあります）

☆受講料はいりませんが、材料費などの実費が必要です

☆申し込みについての注意

○申し込みのときは印鑑を持参してください

○各講座とも応募多数のときは、定員になりしだい締めります

○一般市民はA、Bクラス、勤労者はC、Dクラスに区分します（茶道、華道、手芸）

〈日程〉

茶道講座 Aクラス（火曜、午前9時～12時）Bクラス（金曜、午前9時～12時）Cクラス（水曜、午後6時～9時）Dクラス（金曜、午後6時～9時）各組とも定員30名

華道講座 Aクラス（土曜、午前10時～12時）Bクラス（水曜、午前10時～12時）Cクラス（木曜、午後6時～8時）Dクラス（火曜、午後6時～8時）各組とも定員40名

手芸講座 Aクラス（水曜、午後1時～3時）Bクラス（木曜、午前10時～12時）Cクラス（金曜、午後6時～8時）各組とも30名

労働講座（金曜、午後6時～8時）60名
陶芸教室（水曜、午後6時～8時）30名

絵画教室（土曜、午後6時～8時）30名
文学教室（木曜、午後6時～8時）小野十三郎氏、秋田実氏ら著名講師陣 50名

ほかにリビングデザインなどがあります
なお、茶道、華道、手芸は毎月1、2、3週の各曜日（月3回）、その他は、毎週

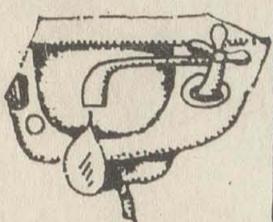
〈4、5日に習作展〉

文化講座生の一年間の成果をみなさんにお見せいただくため4月4、5日の両日、労働会館分館で習作展を開きますので、おぞろいでおこしください。（いずれも無料）

☆習作展 4日、5日 午前10時～午後7時（生花、手芸、絵画、デザイン）

☆茶会 5日 午前11時～午後4時

●水道のこと



■口金パッキングの取りかえが有料になります

水道の口金パッキングは、これまで無料でお取りかえしていましたが、ことし9月から修繕料金をいただくことになりました。

水道の故障でいちばん多いのは、じやロからの水もれです。

この故障は、パッキングを交換すると、ほとんどなおります。

パッキングの取りかえは、どなたでも簡単にできますから、なるべくご家庭で取りかえるようにしてください。

パッキングの取りかえは、プライヤーやスパナなどでできますが、簡易修繕工具を水道局または市の公認水道工事店で1セット100円でおわけしています。

また、パッキングは水道局、市役所市民相談室、出張所で無料でお渡ししていますのでご利用ください。

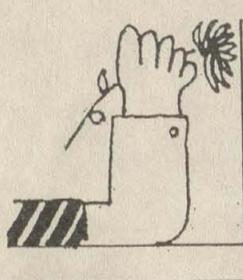
★ご家庭の止水せんに異常はありません
■簡単にパッキングを取りかえるためには、止水せんの正しい操作が必要です。

漏水の原因となるため、止水せんは開きすぎないように注意しましょう。

もし、止水せんがいたんでいたり、場所がわからないときは、取り扱いの簡単な止水せん（口径13mmで3千円～4千円）に取り換えておきましょう。

くわしいことは、水道局給水課維持係まで（TEL 22-1661）

●講習のこと



■自動車運転者講習会を各地区で開いています

4月6日からの春の交通安全運動に先がけ安全運動の一つとして自動車運転者講習会を各地区で開いていますので、運転者のかたは運転免許証をお持ちのうえ積極的に参加してください。

3月23日（月） 桂園保館

24日（火） ○清友高校

25日（水） 山本小学校

26日（木） ○竜華小学校

27日（金） ○久宝寺中学校

30日（月） ○志紀中学校

31日（火） 教育センター

（注意事項）

☆時間は午後7時から8時30分ですが受け付けは午後7時30分で締めります

☆受講カードをお持ちでない方はカード代10円が必要です

☆会場付近の駐車は禁じていますので車に乗らないでおこしください

☆○印の会場には椅子がありませんので、座ぶとんなどの用意をしてきてください

（雨天の場合でも実施します）

●会場で交通共済の加入受付も行なっています

自動車運転者講習会の開催と同時に交通共済制度の出張加入受付も行なっていますので、ぜひご利用ください。

この制度は、多発する交通事故に備えるため、1人年額400円の掛け金で行なっているものです。（申込用紙は当日会場に備えてあります）

●接種のこと



■赤ちゃんの定期種痘をお忘れなく

生後2ヶ月からの赤ちゃんを対象に定期種痘を行ないますので該当者は、必ずお受けください。

なお、当日、熱があったり、まん延性の皮膚病にかかっている赤ちゃんは、かかりつけの医師か、当日会場でご相談ください。

（日程）

接種日 判定日 実施場所

3月18日、25日 竹淵小、大正小

19日、26日 桂園保館、用和小

20日、27日 安中小、志紀幼

24日、31日 曙川小、清友幼

30日、4月6日 南高安小、中高安小

4月7日、14日 中野青年会場（西山本）
万願寺青年会場（東山本）

8日、15日 山本小、北山本幼

9日、16日 労働会館分館（竜華）

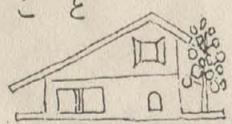
久宝寺中

10日、17日 八尾市民ホール

時間はいずれも午後1時30分から3時まで

確認申請を都市計画課へ提出し消防本部の同意があれば給水できましたが、1月からは府の「建築確認通知書」を提出していただかないと水道をひくことができません。

●建築のこと



■家を建てるときは、まず建築確認をうけましょう

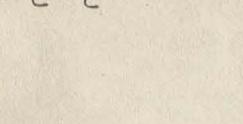
市では、違法建築をなくすため、パトロール隊を編成して摘発に乗り出していますが、悪質な建築はふえる一方です。

そのため、ことし1月から住宅を建設し水

道をひくときには、必ず府の「建築確認通知書」を水道局に提出してもらうことになります。

これまでには、水道をひこうとすれば、建築

●国保のこと



■国民健康保険の加入、取り消しの届け出は14日以内にしてください

国民健康保険の加入や取り消しの届け出はすべて14日以内とされています。

新しい年度となり、就職されたり、退職されたり、また他の市町村からの転入、転出が多い時期となりました。

■「親元を離れた学生の被保険者資格」の質問にこたえて

（問）わたしは、大学1年生になる息子がいますが、学校が東京であるため、学校付近で下宿しています。

生活費はわたしのほうから仕おくりしています。このような場合、八尾市と東京都のどちらの国保の被保険者となるのでしょうか。

これらに該当する人は、必ず14日以内に国民健康保険の届け出（加入、取り消し）をしてください。

これらの届け出を怠りますと、せっかくの権利を失なうこともありますので、届け出が

これは普通、学生・生徒が修学のため、親

元を離れ他の市町村に移った場合を予想した取り扱いであり、あなたの息子さんは、八尾市の被保険者ということになります。

なお、この場合、申請によって（在学を証明できるものを提示する）別に被保険者証を発行できることになっています。

市の話題

☆友達を助けて6年間（山本小）

足の不自由な友達を助け、6年間友情を深めあった3人の児童が、18日、そろって山本小学校を卒業しました。

この3人は、中谷敏昭君、西野秀和君、坂本昇三君で、中谷君は幼児のころから両足が不自由で、つえをついて登下校していましたが、間もなく坂本君と西野君の2人の友達ができ、毎朝、この2人が中谷君を自転車に乗せ1kmの通学路を送り迎えて、友情を育ててきました。（写真①）

そのため校長先生は、この3人を「模範生」としてたたえ門出を祝いました。

☆下水路に金網はり（志紀中）

志紀中学校（斧田誠司校長）の3年生が、卒業記念として運動場と自衛隊基地との境界にある長さ52m、巾1.5mの下水に金網をはりました。

これは、サッカー部、野球部の練習中や休憩時間にする球技などのボールがよく、この下水にはまり、そのたびにボールが泥々になり、あげくのはて、服まで汚れることがしばしば。（写真②）

そこで3年生が、「このような思いはわれわれだけじゅうぶん」として立ち上がり、PTAにも協力（金網購入）してもらい大がかりな奉仕活動を行なったものです。

☆古タイヤで遊具づくり（竜華小）

竜華小学校（高田二郎校長）の6年生の児童が卒業式を前に12日、古タイヤを利用した遊具をつくり、後輩に残しました。

これは、校区内にあるタイヤ販売店から「古タイヤがあるんですが、何かに使いませんか」と申し入れがあり、先生、児童が相談した結果「いただいて遊具でも作ろう」と話しがまとまったものです。

当日、6年生の男の子も女の子も交代で慣れない手つきでスコップをもち、汗だくになって後輩へ真心をこめたプレゼントをつくりました。（写真③）

☆正しい歯みがき訓練（安中幼）

卒園を前にして、安中幼稚園（山本静二園長）では、3月6日午前10時から、安中小学校の講堂で歯みがき訓練を行ないました。

これは、歯の正しいみがき方を再認識させようと、毎年行なっているもので、この日、某メーカーの指導員を招き、歯の模型を使って指導しました。（写真④）

園児らは、手に歯ブラシを持って、大きく口を開き、指導員のかけ声にあわせて歯の正しいみがき方をならいました。



卒業シーズンの話題



しあわせを築く道

私たちは部落の歴史を学んできました。ざっと見渡しの程度でしかれど、差別が誰によって、どのような理由によってつくられてきたか、おわかりいただけたと思います。

くり返して考えてみましょう。それは職業によるものでも、また、もちろん人種の違いによるものでもないことが、はっきりしました。近代における部落は、封建政治が身分差別制度のもとに政策的につくりだしたものでした。居所を制限し、職業を奪い、部落を社会外の社会とともに、そこに住む人たちを人間外の人間として、衣服までも極端に制限して身分上、最下位におき、社会的にも経済的にも徹底的に差別してきたのでした。

その理由は幕府が民、百姓からしほれるだけ租税、年貢をしほりとるための手段なのでした。部落を劣悪なうえにも劣悪な環境におき、お上の意向にさからえば、このようになるんだといふせしめの道具に使ってきたのでした。

明治4年に身分解放令がだされて100年、また戦後、民主憲法が制定されてからでも20数年をへた今日におい



同和教育の手引

ても、まだ、この不合理きわまる部落差別は残っているのです。

自由、平等、基本的人権の尊重を保障する憲法の精神を守ることは私たち国民の責務です。ゆえに部落差別を払拭して、ほんとうに人が人として尊ばれる明るい民主社会を築くことは、私たちの日々の務めです。1日もゆるがせにすることなく、部落解放、差別のない街づくりに全力をあげて実践しようではありませんか。

最後に同対審答申と、昨年7月に制定された「同和対策事業特別措置法」の一部をご紹介して、この項（部落の歴史）を終えたいと思います。

「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ國の責務であり、同時に国民的課題である。（同対審答申）」「すべて国民は、同和対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、同和対策事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならない」（同和対策事業特別措置法第8条）